



令和元年8月30日 発表

担 当	三重労働局 賃金室長	風呂谷 勝
	賃金指導官	額瀬 明美
		TEL (059) 226-2108
		FAX (059) 226-2117

報道関係者 各位

三重県最低賃金の改正

三重県最低賃金は873円（令和元年10月1日から）

1. 三重労働局長（下角圭司）は、三重県最低賃金を現行の「時間額846円」から27円引上げ、「時間額873円」に改正決定することとし本日（8月30日）官報公示を行った。
2. この最低賃金は、最低賃金法第14条第2項に基づき、本年10月1日（発効日）から、三重県内で働くアルバイトやパート労働者等を含む全ての労働者に適用される。
ただし、ガラス製品製造業等の特定の産業（7業種 ※）に該当する事業場で働く労働者には、特定（産業別）最低賃金が定められており、それらが適用される（特定最低賃金の改正決定については、今後、調査審議が行われる）。
3. 三重労働局では、使用者団体、労働者団体及び地方公共団体等に協力（ポスターの掲示、リーフレットの配布、各種広報誌等への掲載等）を求め、広く使用者、労働者等に対し、改正された三重県最低賃金の周知を図るとともに、履行確保のための監督指導を行う。
4. 三重労働局は、三重県社会保険労務士会と三重働き方改革推進支援センターの三者で連携・協力し、「最賃引上げ支援キャンペーン」として、中小企業・小規模事業者の事業運営を支援するための各種取組みを、三重県最低賃金が引上げられるまでの期間（8月22日～9月30日）、集中的に支援する。（詳細は、別添「記者発表資料」を参照下さい。）

資料

- ・ 三重県内の最低賃金
- ・ 三重県最低賃金（地域別最低賃金）の推移
- ・ 令和元年8月21日記者発表資料「最賃引上げ支援キャンペーンの実施について」
- ・ 平成31年度業務改善助成金のご案内
- ・ 「業務改善助成金」特別相談会
- ・ 最賃引上げ支援キャンペーン特別相談窓口

最低賃金法

(地域別最低賃金の公示及び発効)

第14条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、地域別最低賃金に関する決定をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、決定した事項を公示しなければならない。

- 2 第10条第1項の規定による地域別最低賃金の決定及び第12条の規定による地域別最低賃金の改正の決定は、前項の規定による公示の日から起算して30日を経過した日(公示の日から起算して30日を経過した日後の日であって当該決定において別に定める日があるときは、その日)から、同条の規定による地域別最低賃金の廃止の決定は、同項の規定による公示の日(公示の日後の日であって当該決定において別に定める日があるときは、その日)から、その効力を生ずる。

※ 三重県(地域別)最低賃金と特定(産業別)最低賃金の両方の最低賃金が同時に適用される場合には、高い方の最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。

従って「三重県銑鉄鋳物、可鍛鋳鉄、鋳鉄管製造業最低賃金(時間額739円、日額5,907円)」、「三重県一般機械器具製造業最低賃金(時間額762円)」、「三重県洋食器・刃物・手道具・金物類製造業最低賃金(時間額843円)」が適用される労働者については、三重県(地域別)最低賃金の金額以上の賃金を支払わなければなりません。